

U12/U15/U18 リーグ戦実施ガイドライン

1. リーグ戦の目的

- ① 拮抗した対戦を増やし、選手・指導者の成長を促す。
- ② JBA 登録チームに、一定公式試合数を確保する。

2. 事業概要

- ① 目的の達成のため、都道府県協会が独自性を活かしながら計画・実施する事業。
- ② 単なるリーグ戦制度導入でなく、「リーグ戦文化」をバスケットボール界で共有し、育成世代の活性化を目指すための事業。
- ③ U15 は 2019 年度、U12/U18 は 2020 年度に完全実施することを目標に準備する。

【リーグ戦文化】

リーグ戦文化とは、事業の目的である①拮抗した対戦を増やす②年間の一定試合数を確保するという 2 点に加えて、以下の A～C に留意し実践することで、トーナメントでは得られなかった選手や指導者の成長を創り出していくことである。さらに、それは繰り返しのなかで醸成するものである。

【A】M-T-M(マッチトレーニングマッチ)

試合の勝敗により次の試合予定が決まったり無くなったりするのではなく、事前に計画的に予定されている複数の試合に向けて十分な準備(練習)時間を確保した上で毎試合取り組むことにより、選手と指導者の成長を促す。また、敗戦した試合の課題を改善して取り組む次の機会(試合)が予定されているということが重要であり、チームの成熟につながる要素である。

「トーナメントの決勝リーグ≠M-T-M」

「M-T-M を実施≡リーグ戦文化醸成≡選手・指導者・チームの成熟」

【B】長期リーグスケジュール

【A】の実現のために、リーグ期間を長く設けることを推奨する。また、これにより既存の競技会とリーグ戦期間が重なる時期についてはリーグ戦を中断し、その期間にトーナメントを実施し、トーナメント敗退チームからリーグを再開していくことで日常に試合があるリーグ戦文化の構築を目指す。

「短期間でリーグ戦を実施≠リーグ戦文化醸成」

「長期間でリーグ戦を実施≡リーグ戦文化醸成≡選手・指導者・チームの成熟」

【C】シーズン制

【A】【B】の実現のためにシーズン制を推奨する。年間競技カレンダーにおいて、長期リーグスケジュールの間にトーナメントスケジュールを適切に設置すると同時に、試合を設定しないオフ期間を設置する。これにより、選手の「個を高める」「自分と向き合う」「ゲームに向けた準備」の時間の確保、指導者の「指導を見直す」「チームビルディングを見直す」「自身の研鑽」の時間の確保、指導者の「指導を見直す」「チームビルディングを見直す」「自身の研鑽」の時間の確保へつながる環境整備となる。

3. リーグ戦構造

① 都道府県にU12/U15/U18 カテゴリー別にリーグ戦を設置する。

1. 必ずカテゴリー毎にリーグ戦を設置する。ただし、例えばU15とU14リーグの併設またはU14リーグのみなど、カテゴリーにおける設置の仕方は都道府県の裁量でよい。
2. 将来的には、U12では全国ミニ都道府県予選、U15ではU15選手権都道府県予選、U18ではウインターカップ(以下WC)都道府県予選にリーグ戦が関わるようにリーグ戦構造を設計する。
3. 全国大会都道府県予選とリーグ戦の繋がり必須化は、U15では2022年度、U12/U18では2023年度を目標とする。
4. 1部・2部(以下下部へと続き並列・直列も可能)、または地区から県といったピラミッド構造が望ましい。その構造は県の実情によるもので構わない。

② 地区リーグ・都道府県リーグとU15選手権、U18WC都道府県予選トーナメントの関係性

1. 都道府県リーグ戦参加が全国大会都道府県予選の参加資格となること(上記①の3)。
2. 当面はリーグ戦が直接的に全国大会都道府県予選(出場校決定大会)にならないこと。
※ただし、リーグ戦結果を都道府県予選トーナメントシードに反映させる等は構わない。

③ 試合数

1. 年間10試合以上とする。

④ リーグ編成

以下の2つのどちらかの方法によりリーグ編成を行う。この方法は都道府県の実情に合わせて決定して良い。

1. 前年度の成績によりリーグ編成をする方法
2. 毎年リーグ編成大会を実施してリーグ編成を決定する方法
リーグ編成大会設置による試合数過密化を避けるため既存のトーナメント大会の利用することは可とする。

⑤ リーグ開始・リーグ終了の日程

下記諸点を勘案の上、都道府県の裁量で柔軟な日程を作成する。

1. リーグ編成(チーム分け)の時期
 - ① 移籍(※年度内1回のみ認めている)によりチーム力が大きく変化することを考慮し、大会エントリー受付時期とリーグ編成予選の時期を決定すること。
 - ② 大会エントリー後の移籍による同大会エントリーはできない。
 - ③ その時期は都道府県の実情により異なるため、都道府県裁量で決定して良い。
2. オフシーズンの設置推奨
 - ① 年間の中でオフシーズンを設定することが必要である。
 - ・ 選手は「個を高める」「自分と向き合う」「ゲームに向けた準備」の期間。
 - ・ 指導者は「指導を見直す」「チームビルディングを見直す」「自身の研鑽」の期間。
 - ・ リーグ期間中・リーグ期間外に関わらず、2月1日～3月の第2金曜日までを公式戦・練習試合共に試合を設定しない期間として推奨する。ただし、各カテゴリーブロック大会に参加するチームはブロック大会最終日からとする。
 - ・ 日数については、学校スケジュールを鑑みて入試時期等を考慮して設定する。
 - ・ U12全国ミニに参加するチームは除く。
 - ・ オフシーズンにおいても育成センターの実施は継続する。

⑥ 入替戦の実施

1. 都道府県裁量で決定して良い。

⑦ ブロックリーグ設置

1. U15/U18 カテゴリーにおいて、各地域の実情に合わせたブロックリーグ設置を推奨する。
2. ブロックリーグに参加するチームは都道府県で推薦されたチームとする。(勝ち上がったがブロックリーグには参加しないチームが出た場合は、その次のチームに参加権利が移るなど、都道府県の裁量にて取り決めてよい)ただし、県からの参加チーム数の決定は、ブロックリーグの運営要項にて決定する。
3. ブロックリーグに参加して都道府県リーグに参加できない場合、所属都道府県内で上位であることが都道府県の中で承認されていれば(県予選を経てブロックリーグ出場を決めている場合など)、全国大会都道府県予選の出場権利を与えてもよい。別途運営要項として取り決めを行う。

4. 大会実施運営規程① 競技規則

1. 最新の「バスケットボール競技規則」を適用する。
2. U12/U15 カテゴリーにおいては「マンツーマンディフェンスの基準規則」を適用する。

② ユニフォーム規程

1. JBA が定める最新の「ユニフォーム規程」を適用する。
2. 大会中、着用するユニフォーム番号を変更しない。

③ 試合時間

1. 原則として各世代のルールに沿って実施する。
2. ただし、下位リーグにおいては設定時間の変更も都道府県の裁量で行なって良いこととする。

④ U12における出場ルール

1. 育成世代として出場機会確保が必要とのことから、U12 部会ルールに準じて運用する。

⑤ 違反行為への処分

あらかじめリーグ戦運営要項に定め、これに従って適用すること。

誰が、いつ、どのように処分を決定するかを決めておくこと。

1. JBA 基本規程の懲罰規程を適用する。
2. 試合において重大な違反行為があり、テクニカルファウル・退場処分などの処置を受けた選手に対して、規律委員会等を経ることなく、大会主催者はその違反の程度に応じて速やかな処分(例: 次試合出場停止等)を取って良い。
3. 処分の決定は複数名による協議を行なった上で決定すること。その運用についてはあらかじめ都道府県の裁量で運営要項にて定め、これに従うものとする。
4. 暴力行為など重大事案については報告書をまとめ、JBA 担当部署に報告をすること。

⑥ リーグ戦順位決定

1. リーグ戦順位決定方法について、リーグ戦運営要項に示すこと。
2. 昇降格のルールについて、リーグ戦運営要項に示すこと。

⑦ 昇降格

1. 昇降格ルールは都道府県の裁量で行なって良い。
2. 複数エントリーチームの昇降格はファーストチームを基準とする。

※ 同一リーグ内に同じチームからの複数エントリーチームが入った場合は、大会中の登録変更の禁止を条件に同一リーグ内での参加を認める。

⑧ 棄権への対応

1. 理由を確認の上、教育的配慮を行いながら大会主催者が決定すること。

⑨ 審判

1. チームは帯同審判を準備すること。

2. JBA 公認 E 級以上の審判ライセンスを有する者が行う。

3. ライセンスを持った審判を準備できない場合の対応については、都道府県の裁量で決定して良い。

⑩ 会場

1. 会場運営マニュアルを別に準備し、配布すること。

2. 会場責任者の役割について別に準備し、配布すること。

5. 登録規程・大会エントリー資格・飛び級ルール① 登録規程

1. JBA 登録選手であること。

2. 外国人留学生については、U18 カテゴリーにおいて 2018 年度高体連バスケットボール専門部で使用しているルールを適用する。U12/U15 においては検討中であるため、現状では特に定めない。

3. 就学しているが年齢が上の者の場合(小学校 6 年生だが 13 歳、中学 3 年生だが 16 歳などの場合)、出場の可否は大会規程に明記する。都道府県裁量にて決定して良い。

4. U12(U12 登録ルールは 2019 年度より変更)

① U12 登録の選手は U12 のあらゆる大会に出場できる。

② U12 登録の選手は、U15 クラブチームの公式大会には出場できない。ただし、U15 クラブチームの承認競技大会における出場可否は、大会規程により決定して良い。

③ U15 クラブチーム登録した 11 歳以上の選手は、U15 リーグに出場することができる。ただし、U12 全国大会および予選大会には出場できない。全国大会予選でない県内リーグ戦出場可否については都道府県の裁量にて決定して良い。

5. U15

① 中学(部活)、クラブチーム、B クラブ U15(男子のみ)のいずれかに登録をすることで、JBA 登録選手となることができる。

② 2018 年度からの 3 年間(2018、2019、2020 年度)の移行期間に限り、B クラブ U15 と中学(部活動)、B クラブ U15 とクラブチームの二重登録を認める(男子のみ)。

6. U18

① 高校(部活)、クラブチーム、B クラブ U18(今後予定)のいずれかに登録をすることで、JBA 登録選手となることができる。

② 大会エントリー資格

1. JBA に加盟しているチームおよび登録された競技者であること。

2. 参加チームの所属選手であるとともに、JBA 発行の競技者登録証を所持していること。

3. 単独チームエントリーの場合、1 チームの最低人数は 5 名、最大人数は 15 名とする。

4. 複数チームエントリーの場合、ケガや疾病による棄権を防ぐために、各チームの最低人数は 7 名、最大人数は 15 名とする。

5. 参加選手対象年齢については別途運営要項に定める。

6. 複数チームエントリーチームの 2 番目のチーム名は(チーム名)B とする。

③ 飛び級ルール

1. 飛び級とは、U12/U15/U18 のカテゴリー枠(小・中・高の校種)を飛び越えてリーグ戦参加することについてである。
2. カテゴリー枠を超えた同一Bクラブ U15、クラブチーム、または中高一貫校他に所属する選手において飛び級の適用を可能とする。
3. 飛び級による選手登録枠をアンダーエイジ枠とし、アンダーエイジ枠は各チーム登録選手数枠内最大2名とする。(例:U12の選手がU15カテゴリーでのチーム登録は2名まで)

6. 移籍ルール

■ 移籍手続きは、リーグ戦エントリー受付期限の前までに行うこととする。リーグ期間中の移籍による新たな大会エントリーは禁止とする。

■ U15においては、移籍が安易に行われないようにするために、登録については当該年度における都道府県リーグ参加チームにて登録することを推奨する。

① U12(2019年度U12部会ルールを適用する)

1. 特別な事情(転校、チームの統廃合、新設)があれば、チーム間の移籍を認める。
2. チームの統合で新しいチームができた場合は移籍(移籍元であれば残留)を認める。

② U15

1. 中学校(部活)、クラブ、BクラブU15のいずれかに登録を行った後は、年度内1回のみ移籍を認める。

③ U18

1. 高校(部活)、クラブのいずれかに登録を行った後は、年度内1回のみ移籍を認める。
2. JBA・PBA主催のリーグ戦大会は高体連における6ヶ月ルールは適用しない。ただし、高体連主催大会(都道府県予選含む)においては高体連6ヶ月ルールが適用される。

※高体連6ヶ月ルール: 一家転住等のやむを得ない理由を除く転校は、6ヶ月間高体連公式大会には出場できないルール

7. 指導者参加資格① コーチライセンス

1. コーチはJBA公認E級コーチライセンス以上を保持しなければならない。
2. U15選手権都道府県予選に繋がる上位リーグにおいては、全国大会で必要なライセンス基準を適用すること。

② 遵守事項

1. 暴力根絶宣言を行い、行動規範を遵守する。
行動規範には暴言暴力のほか、不適切な指導、安全義務違反、リクルート、金品の贈与および受理等が含まれる。特に重大な過失を伴う重い事故が生じた場合、保険だけでは対応できないことがあること、指導者個人が訴訟対象となることを認知しておくこと。

8. 運営

① 参加料

1. 大会参加料を出場チームから徴収し、運営経費に充てる。
2. 過度な運営に留意し、参加料が高額にならないようにする。

② 実施計画及び報告

1. 実施計画を PBA アンダーカテゴリー一部会で取りまとめ、実施計画書及び実施要項を実施前年度 2 月末までに JBA アンダーカテゴリー一部会に提出すること。
2. 実施後は PBA アンダーカテゴリー一部会から JBA アンダーカテゴリー一部会へ実施報告書及び収支報告書を実施次年度 4 月末までに提出すること。

③ 運営費

1. 使途について、明確でなければならない。

④ 審判手当

1. 都道府県の裁量で適切な額を設定する。

⑤ 会計報告

1. 実施事業毎に必ず会計処理を行うこと。
2. 統括者に会計報告を行うこと。

⑥ 保険

1. リーグ戦実施にあたっては選手に保険加入を行わせること。
2. 都道府県独自に保険適用を行っていただいて構わない。
3. JBA により保険会社を紹介することもできる。

⑦ 安全対策と緊急時マニュアル

1. リーグ戦活動中の選手の傷害/疾病対応に対して、事前に同意書に記載の免責範囲について確認をいただき、同意書を提出していただくこと。
2. リーグ戦活動中に起こる事故等に対する緊急対応マニュアルや緊急連絡網を作成し、周知しておくこと。
3. 選手・スタッフの怪我・事故、選手間の暴力等が発生した場合、統括者に報告すること。

⑧ スポンサー

1. 都道府県リーグ戦事業について、都道府県協会の裁量でスポンサー獲得を行なって良い。

⑨ 個人情報の取り扱い

1. 本事業により得た個人情報は、個人情報保護法に基づき適切に管理する。都道府県においてはユース育成事業以外の目的に転用しないこと。
2. 本事業により得た個人情報は、JBA 強化育成事業に利用することがある。

公益財団法人日本バスケットボール協会 アンダーカテゴリー一部会
2018 年 4 月 作成
2019 年 4 月 一部改定